

愛西市議会 政治倫理審査会より

愛西市議会議員政治倫理条例第4条第1項1号に基づき、去る2月15日から3回にわたる政治倫理審査会が行われました。

審査会では、審査会長が代表して関係者から事実確認を行いました。別途、事実確認のための聞き取りも行われ、第1回、第2回の審査結果を受け、第3回の審査会で、審査請求の対象となる事由の内容を精査しました。結果として請求趣旨を2つと捉え、審査結果を議長に答申するものとなりました。

審査結果としては、昨年の議員全員協議会(非公開)で議長が出された「厳重注意処分」が相当であるとの意見と審査会として一定の結論を出すべきとの2案に分かれました。最終的に、審査会としては2つの意見が存在したことを議長に申し述べました。

後日、3月24日に審査会長より議長に答申が手渡されました。その答申を受け、3月30日に議会運営委員会が招集され、議長より審査会の答申を受けた旨の報告と議長の判断が示されました。

その内容は、「今回の酒気帯び運転にあたるのではないかと疑われるようなことは、議員として軽率な行動であったと考えて、既に厳重注意処分を行った。しかし、審査会において意見が多数あったように、この厳重注意処分を受けたことをもって、副議長を辞するような、職責に対する失格事由に当たるとは思わない。

また、一般的な酒気帯びに係る参考の一つとして引用されたファックスについては、厳重注意処分の根拠とはしていないが、ファックスを破棄したことは、軽率な行為であったと考えられる。しかし、これも審査会において意見が多数あったように、軽率にも破棄してしまつたことをもって処分する内容であるとは思わない。

以上を踏まえ、既に私議長が行つた厳重注意処分をもつて必要な処分と位置付けた。」とのことでした。

議会運営委員会は、議長の判断を受け、審査会の答申を精査、協議した結果、議長の「厳重注意処分に相当」との意見を了承しました。

【審査結果報告書】

●議長からの厳重注意処分を受け会派離脱した。しかし、会派離脱では説明責任や政治的責任が果たされていない。とする件について

そもそも法に違反する酒気帯び運転が確認されておらず、処分行為の根拠に欠ける状況において、今回の酒気帯び運転にあたるのではないかと疑われるようなことは、議員として軽率な行動であったと考えて、議長による厳重注意処分がなされていきます。

今回の審査会において、副議長は厳重注意処分後の自分の身の振り方を再考すべきである、という意見があるなかで、島田 浩議員が飲酒後に運転をした行為については、既に議長から厳重注意処分が発せられており、再度処分を発することは一事不再理の原則から適当ではないと思われるという意見、また、厳重注意処分を受けたことをもって、副議長を辞すべきであるというような、職責に対する失格事由に当たるとは考えにくい、という意見が多数でした。

●全員協議会において、ファックスの存在を示し、後日見せるといった約束をしたが、提示していない。とする件について

一般的な酒気帯びに係る参考の一つとして引用されたファックスについては、文書を送つた事実は確認できなかった、と(県警から)回答されました。これについてはファックスがなかったとは断定していないと考えるべき、という意見と、ファックスがなかったと考え、虚偽があったということと処分を検討すべきである、という意見に分かれました。

議長は「ファックスの内容は厳重注意処分の根拠ではない。」としており、議長による厳重注意処分行為並びに今回の事実認定を変えるには至りませんでした。

今回、ファックスを破棄したことは、軽率な行為であると考えられます。しかし、軽率にも破棄してしまつたことをもって処分する内容であるとは考えにくい、という意見が多く出されました。

以上、審査会からの議長への答申といたします。